

Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス ニュース

平成22年度税制改正の概要 ～税制改正大綱より - 金融機関への影響を中心に -

Contents

1. 非居住者等が受ける振替国債等の
利子等の非課税制度の拡充
2. 民間国外債等の利子の課税の特例等
の見直し
3. 特定目的会社に係る課税の特例制度
における導管性要件の見直し
4. タックスヘイブン対策税制に関する
見直し
5. 非課税口座内の少額上場株式等に
係る配当所得及び譲渡所得等の
非課税措置の創設

はじめに

平成21年12月22日に、平成22年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回は扶養控除の見直しや暫定税率の取扱いを巡る調整により公表が遅れていましたが、例年のスケジュールでは、年明けの通常国会での審議を経て、3月末に改正法案が可決する運びとなります。

今回の改正は、非居住者等が受ける振替国債等の利子等の非課税制度の拡充による振替社債等の利子等の非課税化や、民間国外債等の利子等に関する課税の特例の恒久化が注目を集めているところです。加えて、特定目的会社に係る課税の特例制度に関する導管性要件が改正されるなど、金融機関の資金調達や証券化・流動化に際してのストラクチャーにも影響を及ぼすものと思われます。また、昨年に引続いてタックスヘイブン対策税制に関しても改正が予定され、懸案であった優先出資発行ビークルに係る二重課税についても排除に向けた措置が講じられる見込みとなっていますので、実務上の対応についても検討を要するところです。今回はこれらを含めた、金融機関やそのビジネスに影響を与える改正について、ご紹介することにいたします。

なお、グループ法人税制を含むその他の改正項目については弊法人が発行するニュースレター12月号に掲載しておりますので、こちらも併せてご参照ください。

▶ http://shinnihon.vo.llnwd.net/o25/pdf/jp/news_j2009/dec2009.pdf

1. 非居住者等が受ける振替国債等の利子等の非課税制度の拡充

主要先進国の多くにおいては、非居住者等が受領する社債等の利子を非課税とする措置が講じられていますが、本邦においては、非課税の範囲が振替国債・振替地方債に留まり、外国人投資家による我が国の債券市場への投資が阻害されているとの懸念がありました。今回の改正により、振替社債等に係る利子等についても非課税とされることとなり、本邦の法人の資金調達に係る環境の改善が期待されています。

(1) 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の創設

非居住者又は外国法人が平成25年3月31日までに発行される振替社債等(利子が支払われるものに限り、)につき支払を受ける利子及び償還差益(償還価額と取得価額との差額)並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債(電子CP等)の償還差益について、所得税及び法人税が非課税とされます。

ただし、下記のとおりこの制度の対象外とされるものがありますので注意が必要です。

- ▶ 利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動する当該振替社債等はこの制度の対象外とされます。
- ▶ 振替社債等又は特定短期社債の発行者と特殊の関係のある者(発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等)が支払を受ける利子及び償還差益については非課税の適用がないものとされます。

また、非課税措置の適用手続、振替社債等又は特定短期社債の発行者が提出すべき書類等については、手続きの簡素化を目的とした見直しが行われます。

なお、上記の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期社債の償還差益について適用されます。

コメント

- ▶ 3年間の時限措置として導入されますが、平成25年3月31日までに発行される振替社債等が対象となるため、既発債に係る利子も非課税の対象になります。
- ▶ 利子が発行者等の利益等に連動するものでなければ、市場金利を参照する社債やCMBS、CB、特定社債、投資法人債、繰延条項付きの社債等も対象となると考えられます。特殊の関係のある者が支払いを受ける利子及び償還差益、利益等に連動する利子及び償還差益を対象外としている背景には、諸外国において類似の非課税制度(米国のPortfolio interest exemption等)が設けられていることが挙げられます。
- ▶ 償還差益に関しては、従来、セカンダリー・マーケットで購入した場合のマーケットディスカウントの取扱いが明らかではありませんでしたが、今回の改正では、償還価額と取得価額の差額を非課税とすることが明記されています。ただし、利子が支払われるものに限った取扱いで、ゼロクーポン債は対象外となりますので注意が必要です。

(2) 振替国債等の利子の課税の特例等に関する見直し

振替国債等についても、次のような見直しが行われています。

- ① 振替国債等の利子が非課税となる適格外国証券投資信託の範囲に、次の要件を満たす外国投資信託(証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限り、)が含まれることとなります。
 - ▶ 設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われる外国投資信託で、国内における募集が公募のみにより行われ、かつ、収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること。
 - ▶ 受益権が他の適格外国証券投資信託の信託財産としてのみ取得されること。

- ② 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等(利子が支払われるものに限ります。)の償還価額と取得価額との差額について所得税及び法人税が非課税とされ、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について法人税(所得税についてはすでに非課税措置が講じられています。)が非課税とされます。
- ③ 振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続が簡素化されます。

なお、上記の改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について適用されます。

コメント

- ▶ 従来、外国投資信託が振替国債等に投資をする場合、公募で、かつ、受益権の募集が日本国内で行われないことが、非課税の要件とされていたため、国債等への投資に対する抑止力となるという問題がありました。(具体的には、Fund of fundsにあつては振替国債等を保有しようとするMaster fundが私募に該当すること、また、日本の投資家が外国投資信託(例えば、Global sovereign fund)に投資した場合に非課税の要件を充足できないこと、といった問題がありました。)今回の改正では、国内における募集が公募であり、国内における支払の取扱者を通じて支払われるなど、水際の課税が確保されることを前提として、外国投資信託が保有する振替国債等の利子について非課税とする措置が講じられました。
- ▶ なお、Fund of fundsについては、Master fundの受益権の「全て」が適格外国証券投資信託に取得されていることが求められているため、一部でも非適格の外国投資信託に取得される場合は、非課税の取扱いが受けられないことに注意が必要です。
- ▶ ただし、年金基金については依然明確な規定は設けられておらず、今後の動向に注意する必要があります。
- ▶ セカンダリー・マーケットで購入した特定短期国債(その範囲についても注目されます。)については、従来、マーケットディスカウント部分の課税が問題となり、外国人投資家による投資が阻害されるという懸念がありました。今回の改正により投資の促進が期待されています。

2. 民間国外債等の利子の課税の特例等の見直し

民間国外債に係る利子の非課税制度は、創設以来、繰返し延長されながら適用されてきましたが、今回の改正により恒久化されることになります。ただし、非課税措置の対象から除かれる民間国外債の範囲についても見直しがなされ、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のもの(国内金融機関等が支払を受けるものについては、源泉徴収が免除されます。)を対象外とすることとされます。

- ▶ その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債
- ▶ 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者(発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等)が有する当該民間国外債

スイスにおいて発行される指定民間国外債については、手続要件が外されて原則非課税として取扱われていましたが、この措置については2年間の経過措置を講じた上で廃止されます。

また、民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、手続きの簡素化を目的とした見直しがされます。

なお、上記の規定は、平成22年4月1日以後に発行される民間国外債について適用されます。

コメント

- ▶ 振替社債等の利子等に係る非課税制度が創設されたため、社債については振替機関に登録した上で、当該非課税制度の適用を受けるケースが多くなることが予想されます。その一方で、引き続きユーロ市場での起債を行う企業も少なくないと考えられることから、企業にとって国内・国外双方での資金調達のチャンネルが増えるものと考えられます。
- ▶ 振替社債等の利子等に係る非課税制度の創設により、軽課税国に所在する法人が発行する社債を除外する意義が薄れることから、これに関する規定が削除されています。
- ▶ その一方で、振替社債等の利子等の非課税制度と同様に、この制度の対象とならない社債等があり、注意が必要です。なお、利益連動債及びグループ内で引き受けられる民間国外債の利用は、かねてより租税回避目的で利用されている虞があるとの議論がなされていた経緯があり、これを受けての改正と考えられます。

3. 特定目的会社に係る課税の特例制度における導管性要件の見直し

特定目的会社が発行する特定社債及び優先出資について、国内募集割合が50%超であることが導管性要件とされていましたが、この要件の対象から特定社債を除外し、特定出資を追加することとされます。

コメント

- ▶ 特定社債に関する見直しは、非居住者等が受領する振替社債等に係る利子等を非課税とする措置が講じられることから、非居住者等が特定社債を取得するケースが増加することを考慮したものであると思われます。
- ▶ 特定出資に関する改正については、従来、非居住者等から資金調達する際に、国内募集要件のない特定出資で多額の拠出を行うケースが見られたことに対応するものであると考えられています。
- ▶ ただし、非同族会社要件を判定基準から除外するためには、特定社債が税務上の機関投資家のみによって引き受けられることが必要であり、注意が必要です。
- ▶ 今回の改正を踏まえて、今後の流動化ストラクチャーの見直しが必要となることが考えられますが、既存の特定目的会社に対する適用を含め、適用時期については注意が必要です。

4. タックスヘイブン対策税制に関する見直し

平成21年度の税制改正においても、外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴い、タックスヘイブン対策税制に関する改正が行われましたが、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、租税回避行為を一層的確に防止するという観点から、さらなる見直しが行われることになります。

(1) トリガー税率に関する見直し

著しく低い租税負担割合の基準を25%以下から20%以下に引き下げるなど、所要の措置が講じられます。

(2) 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件の緩和

タックスヘイブン対策税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件が、現行の5%以上から10%以上に引き上げられます。

(3) 特定外国子会社等の適用除外基準の見直し

タックスヘイブン対策税制の適用除外とされる基準のうち、事業基準、非関連者基準などについて見直しがされます。

(4) 資産性所得合算課税制度の導入

特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる資産性所得を有する場合には、当該資産性所得について、内国法人等の当該特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税することとされます。

- ① 株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限られます。）による所得
- ② 債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限ります。）による所得
- ③ 工業所有権及び著作権（出版権及び著作隣接権を含みます。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。）
- ④ 船舶又は航空機の貸付けによる所得

ただし、上記①及び②による所得については、特定外国子会社等が行う事業の性質上、基本的かつ重要で欠くことができない業務から生ずる場合には合算対象から除外することとされます。

(5) 孫会社からの配当等に関する二重課税の排除

内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととされます。

- ① 当該外国法人が他の外国法人（合算対象とされた金額を有さない者を除きます。）から受けた配当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額
- ② 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額

なお、上記の改正は、特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。ただし、上記(5)は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用されます。

コメント

- ▶ トリガー税率の引下げは、主に、中国、韓国、ベトナム、マレーシア等のアジア諸国を想定したものであると考えられています。
- ▶ 金融機関の優先出資発行による資金調達ストラクチャーに関しては、合算課税の適用を受ける保有割合の引上げ(10%以上)や孫会社からの配当等に関する改正により、従来問題視されていた二重課税が解消されることになります。ただし、平成22年4月1日以後に開始する事業年度において受ける配当等から適用となるため、特定外国子会社等からの配当のタイミングについては検討を要します。
- ▶ 資産性所得を合算対象とする制度の導入による課税強化が想定されていますが、銀行、証券、保険会社などで上場株式や債券への投資を本業としている金融機関に対する手当てに関しては、「基本的かつ重要で欠くことができない業務」についての範囲の明確化が望まれます。

5. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年より上場株式等に係る税率の一本化(20%)が予定されています。これに合わせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されます。

- (1) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」といいます。)に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限ります。)については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。
- (2) 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととされます。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます。

なお、非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等(その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限ります。)及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。

おわりに

平成22年度税制改正においては、外国人投資家に関する施策や金融機関の資金調達、アジア進出等に関する影響のある改正項目が見込まれており、さらに、グループ法人税制や連結納税制度の見直しなど従来の税法上の取扱いが大きく転換するものが含まれているため、適用関係がより複雑になることが想定されます。税制改正を巡る今後の議論及び実務上の取扱いを定める法令の具体的内容についてより一層注目すると共に、それぞれの法人に対する影響について、慎重に検討を行い、早期に対応することが望まれます。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡なくお問い合わせ下さい。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

ファイナンシャル サービス グループ

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
鈴木 哲也	ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

ファイナンシャル サービス グループでは、国際的に展開する国内系及び外資系の金融機関のニーズに対応するため、金融商品の開発、金融資産、および不動産等に対する投資案件について、幅広い税務アドバイスをを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを活かし、国内のみならず国外での取扱いにも対応しています。また、銀行・証券・保険・投資顧問・投資ファンド等の金融機関に対して、それぞれの業種に特有の問題を中心に、総合的な税務サービスを提供しています。

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2009 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。